

有料老人ホーム桜並木

運営規程

(事業の目的)

第1条

株式会社プロケアが、開設する有料老人ホーム桜並木（以下「事業所」という。）が行う介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」という。）は、要支援・要介護者であって適切な、介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、特定施設サービス計画（法第8条第11項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態等となった場合でも、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が当該指定特定施設（法第41条第1項に規定する特定施設であって、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。
- 2 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、介護予防特定施設サービス計画（法第8条2の11項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態の場合でも、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が当該指定介護予防特定施設入居者生活介護（第53条1項に規定する介護予防特定施設であって、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。
- 3 指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）は安定的かつ断続的な事業運営に努め関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称及び住所地)

第3条

事業を行う事業所の名称及び住所地は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-----|--------------------|
| (1) | 名称 | 有料老人ホーム桜並木 |
| (2) | 住所地 | 広島県福山市西深津町六丁目6番10号 |

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
1名配置する。
- (2) 生活相談員
利用者、家族からの相談に応じ、利用者の社会生活に必要な援助を行う。
1名以上配置する。
- (3) 計画作成者
施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
1名以上配置する。
- (4) 看護職員
利用者の日常的な健康管理を行い必要に応じ看護的措置を行う。
2名以上配置する。
- (5) 機能訓練指導員
日常生活に必要な生活機能の改善又は維持のため機能訓練を行う。
1名以上配置する。
- (6) 介護職員
利用者の心身の状況にあった日常生活の中で必要な介護を行う。
18名以上配置する。

(利用定員)

第5条

介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護の利用定員は、個室52室、52名とする。

(介護内容)

第6条

(介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護の内容)

- (1) 入浴・排泄・食事等の介護
- (2) その他、日常生活の世話
- (3) 日常生活における機能訓練
- (4) 日常生活における健康管理及び療養における世話

(利用料その他の費用の額)

第7条

介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 その他の費用は、別紙明細によるものとする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対し事前に文章で説明をした上で、支払に同意する旨の文章に署名又は記名押印をうけることとする。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、入居に当たって、次の事項を留意するものとする。

- (1) 利用者は、別に定める入居者心得を理解し、円滑な設備の利用を心掛ける。
- (2) 利用者は、他の入居者のプライバシーに十分に注意する。
- (3) 夜間の音響機器の利用は、他の利用者の迷惑とならないようにする。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救助訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、介護員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- | | | |
|-----|--------|----------|
| (1) | 採用時研修 | 採用後1ヶ月以内 |
| (2) | 断続研修 | 年2回 |
| (3) | その他の研修 | 随時 |

2従業員は、業務上知り得た情報の秘密を厳守する。

3この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社プロケアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(身体拘束についての事項)

第11条 生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合に身体拘束を行う場合がある。実施要件として、切迫性、非代替性、一時性の要件を満たした場合に限る。実施時には本人、家族に対し身体拘束の内容、目的、時間、期間等を説明し同意を得る。

(緊急時対応)

第12条 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(虐待の防止に関する措置)

第13条

第29条 (虐待の防止に関する措置)

本事業所は、お客様の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等の必要な体制整備を行うとともに、サービス従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

また、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

付則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。
この規程は、平成25年2月1日から施行する。
この規程は、平成25年9月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年8月1日から施行する。
この規程は、平成27年1月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年7月15日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
この規程は、平成28年5月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、平成31年3月1日から施行する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
この規程は、2019年5月1日から施行する。
この規程は、2020年4月1日から施行する。
この規程は、2021年4月1日から施行する。
この規程は、2021年12月1日から施行する。
この規程は、2022年4月1日から施行する。
この規程は、2024年3月1日から施行する。